

資 料

## イギリス2006年会社法 (4)

イギリス会社法制研究会  
(代表者 川 島 いづみ)

川 島 いづみ

中 村 信 男

菊 田 秀 雄

## イギリス2006年会社法（4）

- 第1編 通則（第1条～第6条）、第2編 会社の設立（第7条～第16条）
- 第8編 会社の社員（第112条～第144条）、
- 第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）（比較法学41巻2号）
- 第10編 会社の取締役 第1章～第4章（第154条～第226条）（比較法学41巻3号）  
第5章～第9章（第227条～第259条）
- 第12編 会社秘書役（第270条～第280条）（比較法学42巻2号）
- 第11編 社員による代表訴訟（第260条～第269条）
- 第13編 株主総会等の決議等 第1章・第2章（第281条～第300条）
- 第14編 政治献金等の規制（第362条～第379条）（以上、本号）

### 第11編 社員による代表訴訟 (DERIVATIVE CLAIMS AND PROCEEDINGS BY MEMBERS)

#### 〔解 説〕

イギリス、より正確には、イングランドとウェールズ<sup>(1)</sup>では、株主が会社に代わって会社のために訴訟（以下、代表訴訟<sup>(2)</sup>）を提起することは、限られた状況においてではあるものの、コモン・ロー上、認められている。コモン・ローにおいては、1843年の *Foss v. Harbottle*<sup>(3)</sup> 事件判決とその後の判例によって、*Foss v. Harbottle* ルールと呼ばれる原則が確立しており、個々の株主が会社に代わって代表訴訟を提起することができるのは、①当該行為が会社の

---

(1) この分野における北アイルランド法も、イングランド法と同一とのことである。DTI, *Explanatory Notes to the Companies Act 2006*, at para. 487.

(2) 本稿では、イギリス会社法上の derivative action に代表訴訟という訳語を当てている。2006年会社法の法文では、イングランド等については derivative claims, スコットランドについては derivative proceedings と、用語を使い分けているが、本稿ではいずれも代表訴訟と和訳している。

(3) (1842) 2 Hare 461, 67 ER 189.

権利能力外の場合、②株主の個人的な権利が侵害された場合、③問題の行為が株主総会の特別多数決によってのみ追認 (ratification) されうる場合、④不正行為者が会社を支配する場合において問題の行為が少数派株主に対する詐欺的行為 (fraud on the minority) に該当する場合、という 4 つの場合に限定されてきた。また、不正行為を会社が有効に追認しうるとすれば、そのことが代表訴訟の障害となり、株主は、実際に追認がなされていなくとも、代表訴訟を提起できなくなるともされている<sup>(4)</sup>。

とはいえ、「少数派に対する詐欺的行為」や「追認しうる不正行為」といった基本的な概念の内容も、必ずしも明白とはいえず、判例にはしばしば混乱がみられた。学説は、代表訴訟が認められる例外的な場合をきわめて限定的に解釈する判例の態度を、従来から強く批判してきたが、そもそも、どのような場合に代表訴訟が提起できるのか自体が判例において曖昧であることも批判の対象とされた。このような状況に対して、会社法改正作業においては、法律委員会 (the Law Commission) が、より近代的で、柔軟かつ利用しやすい基準をもった代表訴訟制度を設けるべきであり、代表訴訟を提起する権利の基本を制定法に定めるべきであるとの勧告をおこなった<sup>(5)</sup>。

これを受けて、本編の第 1 章には、Foss v. Harbottle ルールに代えて、代表訴訟に関する新たな制度が創設されている。新たな制度においては、取締役が個人的に利益を得ていない、取締役の注意義務違反についても、代表訴訟の対象とすることができ、また、申立人は、問題の行為を行う取締役が、株式の過半数を支配していることの立証も要求されない<sup>(6)</sup>。代表訴訟の手続自体は、1994年の最高法院規則 (Rule of the Supreme Court) に定めがあり、代表訴訟の被告が原告株主の請求を争う場合には、原告株主は、裁判所に訴訟継続のための許可を申し立てなければならぬとされていた。2006年会社法は、この手続も含めて、代表訴訟に関する規定を本編の第 1 章に定めており、裁判所に

(4) Foss v. Harbottle ルールについては、吉本健一「イギリス会社法における株主代表訴訟—Foss v. Harbottle のルールの形成と展開」『比較会社法研究』33頁以下 (成文堂, 1999年)。

(5) Law Commission, Shareholder Remedies, Law Com. No. 246, Cmnd. 3769 (1997), at paras. 6.15 & 6.16. 法改正作業については、川島いづみ「イギリス会社法における株主代表訴訟の展開」『比較会社法研究』47頁以下 (成文堂, 1999年)。

(6) DTI, supra note 1, at para. 491.

申し立てて、代表訴訟継続の許可を得る手続が、二つの段階に分けて規定されている。第一の段階では、申立人は、代表訴訟の継続を許可すべき一応の事件 (prima facie case) を示すことが要求され、裁判所は、申立人の提示する証拠に基づいて判断し、申立人が一応の事件を立証できていないと判断するときは、申立を却下する。続く第二段階では、裁判所は、会社に対して証拠の提出を求め、また、条文に定められた裁判所が考慮に入れるべき事項を考慮して、許可を与えるべきか否かを判断する。

他方、スコットランドでは、訴訟を提起する社員の権利が、従来から制定法に定められており、会社の社員は、制定法上、会社のために、取締役の義務違反について訴訟を提起することができる<sup>(7)</sup>。しかしながら、どのような場合にこのような訴訟を提起できるかについては、やはり Foss v. Harbottle ルールの影響がみられた。2006年会社法は、スコットランドについても、上述のイングランドの制度とできる限り整合性をもたせた、新たな代表訴訟の制度を創設し、本編の第2章に条項を設けている。イングランド等と異なるところは、スコットランドでは、裁判所は、申立により、代表訴訟の継続ではなく、代表訴訟の提起を認めるか否かを判断する、という制度がとられている点である。

なお、第11編は、2007年10月1日から施行されている<sup>(8)</sup>。

[条 文]

## 第1章 イングランド、ウェールズおよび北アイルランドにおける代表訴訟 (DERIVATIVE CLAIMS IN ENGLAND AND WALES OR NORTHERN IRELAND)

### 第260条 代表訴訟 (Derivative claims)

(1) 本章は、イングランド、ウェールズまたは北アイルランドにおいて、次の各号に掲げる要件を満して、会社の社員によって提起される訴訟手続に適用される。

(a) 当該会社の訴因に関する手続であること、かつ

(b) 当該会社のために救済を求める手続であること

係る手続を、本章においては代表訴訟 (derivative claims) という。

(2) 代表訴訟は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、提起することができる。

(a) 本章に基づくこと、または、

(b) 第994条 (不公正な侵害に対する構成員の保護のための手続) に基づく手続に

(7) DTI, *supra* note 1, at para. 488.

(8) BERR, Companies Act 2006 Table of Commencement Dates.

において、裁判所の命令にしたがうこと

(3) 本章に基づく代表訴訟は、当該会社の取締役による任務懈怠、債務不履行、義務違反または信託違反 (negligence, default, breach of duty or breach of trust) に関する現在もしくは将来の作為または不作為から生ずる訴訟原因 (cause of action) に関する場合にのみ、提起することができる。

訴訟原因は、取締役もしくはその他の者またはその双方に対するものであり得る。

(4) 訴訟原因は、訴訟を提起しまたは継続しようとする者が当該会社の社員となる前に生じたものであると、社員となった後に生じたものであるとを問わない。

(5) 本章の適用において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(a) 取締役とは、従前の取締役を含む。

(b) 影の取締役は、取締役として扱われる。

(c) 会社の社員には、会社の社員ではないが、法律の効力によって当該会社の株式が譲渡されまたは承継された者を含む。

#### 第261条 代表訴訟の継続許可の申立 (Application for permission to continue derivative claim)

(1) 本章に基づいて代表訴訟を提起する会社社員は、その訴訟の継続許可 (北アイルランドにおいては、leave という) のために、裁判所に申立を行わなければならない。

(2) 裁判所は、代表訴訟の継続を求める申立および申立人の提出した証拠が許可を与えるに足りる一応の事件 (a prima facie case) を示していないと判断するときは、

(a) 申立を却下しなければならない、

(b) 適切と思量する命令 (any consequential order) を与えることができる。

(3) 本条第2項の規定により申立が棄却されないときは、裁判所は、次の各号に掲げる行為をすることができる。

(a) 会社が提出すべき証拠について指示を与えること、および、

(b) 証拠を得ることができるように訴訟手続を延期すること

(4) 裁判所は、申立の審理に際して、次の各号に掲げる行為をすることができる。

(a) 適当と思量する条件で、訴訟を継続する許可を与えること、

(b) 訴訟継続の許可を取消し、訴訟を棄却すること、または、

(c) 申立に基づく訴訟手続を延期し、適当と思量する指示を与えること

#### 第262条 代表訴訟としての訴訟継続許可の申立 (Application for permission to continue claim as a derivative claim)

(1) 本条は、次の各号の双方に該当する場合に適用される。

(a) 会社が訴訟を提起した場合であって、かつ、

(b) 当該訴訟が基礎を置く訴訟原因が、本条に基づき代表訴訟として遂行することができる場合

(2) 会社の社員は、次の各号に掲げる事由に基づき、訴訟を代表訴訟として継続する許可 (北アイルランドでは、leave) を裁判所に申し立てることができる。

- (a) 会社が当該訴訟を開始または継続する方法が、裁判手続の濫用に当たること
  - (b) 会社が当該訴訟を勤勉に遂行することを怠ったこと、および、
  - (c) 構成員が当該訴訟を代表訴訟として継続することが適切であること
- (3) 裁判所は、申立および申立人の提出する証拠が、許可を与えるための一応の事件を示していないと判断するときは、
- (a) 申立を棄却しなければならず、
  - (b) 適切と思量する命令 (any consequential order) を与えることができる。
- (4) 本条第3項の規定により申立が棄却されないときは、裁判所は、次の各号に掲げる行為をすることができる。
- (a) 会社が提出すべき証拠について指示を与えること、および
  - (b) 証拠を得ることできるように訴訟手続を延期すること
- (5) 裁判所は、申立の審理に際して、次の各号に掲げることができる。
- (a) 適当と思量する条件で、当該訴訟を代表訴訟として継続する許可を与えること、
  - (b) 許可を取消し、申立を却下すること、または、
  - (c) 申立に基づく訴訟手続を延期し、適当と思量する指示を与えること

#### 第263条 許可の付与 (Whether permission to be given)

- (1) 本条第2項以下の条項は、会社の社員が第261条または第262条に基づく申立を行った場合に、適用される。
- (2) 裁判所は、第(a)号ないし第(c)号に定めることを認める場合には、許可を与えることはできない。
- (a) 第172条 (会社の成功を促進する義務) にしたがって行為する者が、当該訴訟を継続しようとしないうこと
  - (b) 訴訟原因がいまだなされていない作為または不作為によって生ずるものであるときに、当該作為または不作為が会社によって承認されている場合
  - (c) 訴訟原因がすでに行われた作為または不作為によって生ずるものであるときに、当該作為または不作為が、次の状況に該当する場合
    - (i) なされる以前に会社によって承認されたとき、または、
    - (ii) なされた時以後に会社によって追認されている (been ratified) とき
- (3) 許可を与えるに際して、裁判所はとりわけ次の各号に掲げることを考慮をしなければならない。
- (a) 当該社員が、訴訟の継続を求めるにあたり、誠実に行為しているか
  - (b) 第172条 (会社の成功を促進する義務) にしたがって行為する者が、それを継続することを重視しているか、
  - (c) 訴訟原因がいまだなされていない作為または不作為に起因するものであるときに、当該作為または不作為が、会社によって
    - (i) なされる以前に承認され得るか、および、承認されると予想される状況にあるか、または、

- (ii) なされた後に追認されうるか、および、追認されると予想される状況にあるか
- (d) 訴訟原因がすでになされた作為または不作為に起因するものであるときに、当該作為または不作為が、会社によって追認されうるか、および、追認されると予想される状況にあるか、
- (e) 会社が当該訴訟を遂行しないと決定しているか、
- (f) 訴訟提起の原因となった作為または不作為が、社員が会社に代わってではなく自らの権利として遂行することができる訴訟原因を生じさせているか
- (4) 裁判所は、許可を与えるか否かを判断するに際し、直接的または間接的に当該事項と個人的な利害関係をもたない会社社員の見解について裁判所に提出された証拠に、特段の考慮を払うものとする。
- (5) 国務大臣は、規則により、次の各号に掲げることをなすことができる。
  - (a) 許可を与えることができない状況を変更または追加するために、本条第 2 項を変更すること
  - (b) 許可を与えるか否かを判断するにあたり裁判所が考慮に入れるべき事項を変更または追加するために、本条第 3 項を変更すること
- (6) 国務大臣は、かかる規則の制定に先立ち、適当と思量する者に諮問するものとする。
- (7) 本条に基づく規則は、採択決議手続に服する。

**第264条 他の社員により提起された代表訴訟を対象とする継続許可の申立 (Application for permission to continue derivative claim brought by another member)**

- (1) 本条は、会社の社員（以下「訴訟提起者」）が次の各号に掲げる行為を行った場合に適用される。
  - (a) 代表訴訟を提起した場合
  - (b) 会社によって提起された訴訟を代表訴訟として継続した場合、または、
  - (c) 本条に基づいて代表訴訟を継続した場合
- (2) 会社の他の社員（以下「当該申立人」）は、裁判所に対して、次の各号に掲げる事由により訴訟を継続することの許可を申し立てることができる。
  - (a) 訴訟提起者が訴訟を提起しまたは継続する方法が、裁判手続の濫用に当たること
  - (b) 当該訴訟提起者が当該訴訟を勤勉に遂行することを怠ったこと、および、
  - (c) 当該申立人が当該訴訟を代表訴訟として継続することが適切であること
- (3) 裁判所は、申立および当該申立人の提出した証拠が許可を与えるための一応の事件を示していないと判断するときは、
  - (a) 申立を却下しなければならない、
  - (b) 適切と思量する命令 (any consequential order) を与えることができる。
- (4) 申立が本条第 3 項によって棄却されないときは、裁判所は、次の各号に掲げる行為をすることができる。
  - (a) 会社が提出すべき証拠について指示を与えること、および、

- (b) 証拠を得ることできるように訴訟手続を延期すること
- (5) 申立の審理にあたり、裁判所は、次の各号に掲げることをすることができる。
  - (a) 適当と思量する条件で、当該訴訟を継続することの許可を与えること、
  - (b) 許可を取消し、申立を棄却すること、または、
  - (c) 申立に基づく訴訟手続を延期し、適当と思量する指示を与えること

## 第2章 スコットランドにおける代表訴訟 (DERIVATIVE PROCEEDINGS IN SCOTLAND)

### 第265条 代表訴訟 (Derivative proceedings)

- (1) スコットランドにおいては、会社の社員は、会社の利益を擁護し、会社のために救済を得るために、本条第3項に定める作為または不作為について、訴訟を提起することができる。
- (2) 会社の社員は、本条第1項に基づく場合にのみ、第1項に定める訴訟を提起することができる。
- (3) 本条第1項に定める作為または不作為は、会社の取締役による任務懈怠、債務不履行、義務違反または信託違反 (negligence, default, breach of duty or breach of trust) に関する、現在または将来の作為または不作為とする。
- (4) 本条第1項に基づき提起される訴訟は、次の各号に定めるいずれかの者、または、双方の者に対するものとする。
  - (a) 本条第3項に定める取締役、または、
  - (b) その他の者
- (5) 訴訟が提起されようとし、または、第267条または第269条に基づいて継続する訴訟が提起された作為または不作為が、訴訟の提起または継続を求める者が会社の社員となる前に生じたものであるか、後に生じたものであるかは問わない。
- (6) 本条は、次の各号に掲げる権利・権限等に影響を与えるものではない。
  - (a) 会社社員が自らの利益を保護し自らの救済を得るために、本条第3項に定める作為または不作為について訴訟を提起する、社員の権利
  - (b) 第996条第2項に基づき命令を与える裁判所の権限、または、かかる命令に基づき行われる何らかのこと
- (7) 本章においては、次の各号に掲げる用語の意義は、各号の定めるところによる。
  - (a) 本条第1項に基づく訴訟を、代表訴訟 (derivative proceedings) という。
  - (b) 代表訴訟が提起される作為または不作為を、訴訟原因 (cause of action) という。
  - (c) 取締役とは、従前の取締役を含む。
  - (d) 取締役には、影の取締役を含む。
  - (e) 会社の社員には、会社の社員ではないが、法律の効力によって当該会社の株式が譲渡されまたは承継された者を含む。

### 第266条 (Requirement for leave and notice)

- (1) 代表訴訟は、裁判所の許可 (leave) がある場合にのみ、会社の社員によって提起される。
- (2) 許可の申立には、次の各号に掲げることをおこなわなければならない。
- (a) 訴訟原因を特定すること、かつ、
  - (b) 代表訴訟が基礎を置く事実の概要を示すこと
- (3) 裁判所は、申立および申立人が申立の根拠として提出した証拠が、許可を与えるに足りる一応の事件 (a prima facie case) を示していないと判断するときは、
- (a) 申立を却下しなければならず、かつ、
  - (b) 適切と思量する命令 (any consequential order) を与えることができる。
- (4) 本条第 3 項の規定により申立が棄却されないときは、
- (a) 申立人は、会社に対して、申立の通知を発しなければならず、
  - (b) 裁判所は、次に掲げる行為をすることができ、
    - (i) 会社によって提出される証拠の作成を命ずる命令を与えること、および、
    - (ii) 証拠を得ることができるよう申立に基づく訴訟を延期すること
  - (c) 会社は、申立に基づく訴訟に爾後参加する資格を有する。
- (5) 裁判所は、申立の審理に際して、次の各号に掲げる行為をすることができる。
- (a) 適当と思量する条件で、申立に許可を与えること、
  - (b) 申立を却下すること、または、
  - (c) 申立に基づく訴訟を延期し、裁判手続促進のために適当と思量する命令を与えること

**第267条 代表訴訟としての訴訟継続の申立 (Application to continue proceedings as derivative proceedings)**

- (1) 本条は、次の各号の双方に該当する場合に適用される。
- (a) 会社が訴訟を提起した場合であって、かつ、
  - (b) 当該訴訟が、代表訴訟の基礎となりうる作為または不作為に関係する場合
- (2) 会社の社員は、次の各号に掲げる事由に基づき、当該訴訟を会社に代わって遂行することを裁判所に申し立てることができる。
- (a) 会社が当該訴訟を開始または継続する方法が、裁判手続の濫用に当たること
  - (b) 会社が当該訴訟を勤勉に遂行することを怠ったこと、および、
  - (c) 社員が当該訴訟を会社に代わって遂行することが適切であること
- (3) 裁判所は、申立および申立人の提出する証拠が、申立を許可するための一応の事件を示していないと判断するときは、
- (a) 申立を却下しなければならず、
  - (b) 適切と思量する命令 (any consequential order) を与えることができる。
- (4) 本条第 3 項の規定により申立が棄却されないときは、
- (a) 申立人は、会社に対して、申立の通知を発しなければならず、
  - (b) 裁判所は、次に掲げる行為をすることができ、
    - (i) 会社によって提出される証拠の作成を命ずる命令を与えること、および、

- (ii) 証拠を得ることができるように申立に基づく訴訟を延期すること
- (c) 会社は、申立に基づく訴訟手続に爾後参加する資格を有する。
- (5) 裁判所は、申立の審理に際して、次の各号に掲げる行為をすることができる。
  - (a) 適当と思量する条件で、申立に許可を与えること、
  - (b) 申立を棄却すること、または、
  - (c) 申立に基づく訴訟手続を延期し、裁判手続促進のために適当と思量する命令を与えること

#### 第268条 許可の付与 (Granting of leave)

- (1) 裁判所は、次の各号に掲げることを認める場合には、代表訴訟の提起または第267条に基づく申立を棄却しなければならない。
  - (a) 第172条 (会社の成功を促進する義務) にしたがって行為する者が、当該訴訟を提起または継続しようとしないうこと
  - (b) 訴訟原因がいまだなされていない作為または不作為であるときに、当該作為または不作為が会社によって承認されている場合
  - (c) 訴訟原因がすでに行われた作為または不作為であるときに、当該作為または不作為が、次の状況に該当する場合
    - (i) なされる以前に会社によって承認されたとき、または、
    - (ii) なされた時以後に会社によって追認されている (been ratified) とき
- (2) 代表訴訟の提起または第267条に基づく申立に許可を与えるか否かを判断するに際して、裁判所は、とりわけ次の各号に掲げることを考慮しなければならない。
  - (a) 当該社員が、訴訟の提起または継続を求めるにあたり、誠実に行為しているか
  - (b) 第172条 (会社の成功を促進する義務) にしたがって行為する者が、訴訟を提起または継続することを重視しているか、
  - (c) 訴訟原因がいまだなされていない作為または不作為であるときに、当該作為または不作為が、会社によって
    - (i) なされる以前に承認され得るか、および、承認されると予想される状況にあるか、または、
    - (ii) なされた後に追認されうるか、および、追認されると予想される状況にあるか
  - (d) 訴訟原因がすでになされた作為または不作為であるときに、当該作為または不作為が、会社によって追認されうるか、および、追認されると予想される状況にあるか、
  - (e) 会社が同一の訴訟原因について訴訟を提起しないこと、または、訴訟を継続しないことを決定しているか、
  - (f) 訴訟の原因が、社員が、会社に代わってではなく、自らの権利として遂行することができるものであるか
- (3) 裁判所は、代表訴訟の提起または第267条に基づく申立に許可を与えるか否かを判断するに際し、直接的または間接的に当該事項と個人的な利害関係をもたない会社

社員の見解について裁判所に提出された証拠に、特段の考慮を払うものとする。

- (4) 国務大臣は、規則により、次の各号に掲げることをなすことができる。
  - (a) 許可を与えることができず、または申立を棄却する状況を変更または追加するために、本条第1項を変更すること
  - (b) 訴訟提起を認めまたは申立を許可するか否かを判断するにあたり裁判所が考慮に入れるべき事項を変更または追加するために、本条第2項を変更すること
- (5) 国務大臣は、かかる規則の制定に先立ち、適当と思量する者に諮問するものとする。
- (6) 本条に基づく規則は、採択決議手続に服する。

**第269条 代表訴訟を遂行する社員に代わって訴訟を承継する社員の申立** (Application by member to be substituted for member pursuing derivative proceedings)

(1) 本条は、会社の社員（以下「訴訟提起者」）が次の各号に掲げる行為を行った場合に適用される。

- (a) 代表訴訟を提起した場合
  - (b) 会社によって提起された訴訟を代表訴訟として継続した場合、または、
  - (c) 本条に基づいて代表訴訟を継続した場合
- (2) 会社の他の社員（以下「当該申立人」）は、裁判所に対して、次の各号に掲げる事由により訴訟を承継することの許可を申し立てることができる。
- (a) 訴訟提起者が訴訟を提起しまたは継続する方法が、裁判手続の濫用に当たること
  - (b) 訴訟提起者が当該訴訟を勤勉に遂行することを怠ったこと、および、
  - (c) 当該申立人が当該訴訟を訴訟提起者に代わって遂行することが適切であること
- (3) 裁判所は、申立および当該申立人の提出した証拠が許可を与えるための一応の事件を示していないと判断するときは、
- (a) 申立を却下しなければならず、
  - (b) 適切と思量する命令 (any consequential order) を与えることができる。
- (4) 申立が本条第3項によって棄却されないときは、
- (a) 申立人は、会社に対して申立の通知を発しなければならず、
  - (b) 裁判所は、次に掲げる行為をすることができ、
    - (i) 会社が提出すべき証拠について命令を与えること、および、
    - (ii) 証拠を得ることでできるように申立に基づく訴訟を延期すること
  - (c) 会社は、申立に基づく訴訟に爾後参加する資格を有する。
- (5) 申立の審理にあたり、裁判所は、次の各号に掲げることをすることができる。
- (a) 適当と思量する条件で、当該申立に許可を与えること、
  - (b) 申立を却下すること、または、
  - (c) 申立に基づく訴訟を延期し、裁判手続促進のために適当と思量する命令を与えること

[川島いづみ]

## 第13編 決議および総会 (RESOLUTIONS AND MEETINGS)

〔解説〕(第1章および第2章)

2006年会社法の第13編は、社員・株主としての意思決定とその方法について定める規定群からなり、1985年会社法の第11編に置かれている関連規定に代替するものである<sup>(1)</sup>。本稿は、紙幅の関係上、2006年会社法第13編のうち第1章および第2章の規定を概説・訳出するものである。

第1章は、第1に、私会社と公開会社における社員・株主としての意思決定の方法について定めている。これによれば、私会社では書面決議の方法と社員・株主総会での決議の方法との選択が認められるのに対し、公開会社では書面決議によることが認められておらず、総会の開催が要件とされている(第281条1項・2項)。このうち、私会社における書面決議は、1989年会社法により導入されたものであるが、もともとコモンロー上認められてきた総社員同意の法理(unanimous consent rule)の射程に係る法的疑義の解消を目的としたため、当初は議決権を行使することができる社員・株主の全員の同意が成立要件とされていた(1985年会社法第381A条1項)。これに対し、会社法検討委員会(The Company Law Review Steering Group)は書面決議の要件の緩和を提案していた<sup>(2)</sup>。2006年会社法はこれを受けて、私会社に関する規制緩和の一環として書面決議を私会社における社員の多数決の一方法と捉え、総社員(株主)の同意を要求せず、普通決議事項・特別決議事項につき、それぞれの要件で書面決議を行うことを認めている(第282条2項・第283条2項)。重要な改正の一つである<sup>(3)</sup>。その一方で、書面決議の手続を比較的詳細に定めることにより(本編第2章)、意思決定面での不正を防止しようとしており、いずれも注目に値する。

ちなみに、2006年会社法でも、私会社に関する限りは上記のように書面決議

(1) Alistair Alcosk, John Birds, Steve Gale, Companies Act 2006 : The New Law, 2007, para. 9.1.

(2) The Company Law Review Steering Group, Modern Company Law For a Competitive Economy : Completing the Structure, November 2000 (URN 00/1335), para. 2.11.

(3) Alistair Alcosk, John Birds, Steve Gale, supra note 1, at para. 9.16.

が認められるため、会社の社員・株主としての意思決定の方法として会議体を経ないでするものが用意されている。そのため、社員（株主）の決議（a resolution of the members）という上位概念が関連規定の中で用いられているのであろう。

第2に、第282条と第283条は、社員（株主）の決議の態様として、普通決議（ordinary resolution）と特別決議（special resolution）とを掲げる。従来、イギリス会社法にはもう一つの決議の態様として臨時決議（extraordinary resolution）が規定されていたが（1985年会社法378条1項）、特別決議とは招集通知期間に違いがあるものの、決議要件が同一であった。そのため、この臨時決議の廃止と特別決議への一本化が提案されていた<sup>(4)</sup>。これを受け、2006年会社法は、要件の重い決議を特別決議に一本化し、社員・株主による決議の態様の整理統合を図っている。

第3に、第284条は、社員・株主の議決権に関する規律を定めるが、イギリスでは、社員・株主の議決権は、一人一議決権を原則とし、株式会社にあっても定款に別段の定めがない限り、株主の議決権の行使はまず挙手（show of hands）の方法によりこれを行うとされてきた。イギリス会社法が伝統的に会社制度を営利法人のみならず非営利法人・公益法人の組織形態としても用いてきたため、団体の一般法理が原型のまま維持されているからである<sup>(5)</sup>。もっとも、挙手による決議の結果に対し、社員・株主が総会決議を投票（poll）により行う、すなわち資本多数決の方法で改めて行うよう請求したときは（投票請求権）、挙手による決議が効力を失い、株式数に比例した多数決が行われることになる。2006年会社法も、こうした体制を基本的に変更するものではないが、従来は挙手による決議に当たっては原則として株主本人の議決権行使のみが認められるだけで、代理人は投票請求権と資本多数決の場合の議決権のみを付与されるに過ぎなかった（1985年会社法第372条1項・2項c号）<sup>(6)</sup>。この点についても、会社法検討委員会により見直しが提案されていた<sup>(7)</sup>。2006年会社

(4) The Company Law Review Steering Group, *Modern Company Law For a Competitive Economy: Company General Meetings and Shareholder Communication*, October 1999 (URN 99/1144), para. 52., The Company Law Review Steering Group, *supra* note 2, at para. 5.37.

(5) 中村信男「イギリス法上の株主総会」酒巻俊雄＝志村治美編『中村一彦先生古稀記念』現代企業法の理論と課題』391頁（信山社，2002年）。

(6) 中村・前掲（注5）395頁～396頁。

法はこれを実現し、代理人にも挙手による決議での議決権の行使を明文で保障するに至っている（第284条2項b号、第285条1項参照）。

このほか、第286条は、株式の共同保有の場合における議決権行使について定め、第287条は株主の議決権に関する異議申立ての方法等について規定をおくものである。このうち、第286条は、1985年会社法付表A (Table A) の第55条の定めを制定法に取り込むものとなっている。また、第287条は、株主の議決権に関する異議の申立てはこれを当該会社の定款の定めに従って行うことを要求する当該会社の権利を留保する新設規定であり、異議申立てが退けられた場合には詐欺その他の不正行為がない限り、その判断が終局的にして確定的なものとなるとする判例法原則を維持するものでもある<sup>(8)</sup>。

次いで、第2章は、私会社においてのみ認められる書面決議 (written resolutions) について詳細な定めを置いている。前述のように、1989年会社法による1985年会社法の一部改正の一環として書面決議が導入されたが、当初は、議決権のある社員・株主の全員の同意が成立要件とされていた。これを2006年会社法では、書面決議の形で社員から必要多数の意思を確保できれば、その法的効力が生ずる旨を定めるに至っている。これを前提に、第2章は、書面決議が行われる場合に議決権を行使しうる社員・株主 (eligible members) (第289条)、書面決議として処理する議案の取締役または社員・株主による提案方法・手続き (第290条～第293条)、費用負担 (第294条)、社員・株主による提案権濫用の場合における会社の拒絶権 (第295条)、社員・株主による同意の方式 (第296条・第297条) についてそれぞれ規定を置いた上で、必要書類の電磁的方法による送付や書面決議の結果の社員・株主への当該会社のウェブサイト上での提供 (第298条・第299条)、第2章の規定と会社の定款規定との関係 (第300条) について定めを設けている。注意すべきは、書面決議が行われる場合の社員・株主の議決権の数は、株式会社に関する限り一株一議決権を基本としており、一人一議決権とされていないことである。株式会社以外の会社では、この場合も一人一議決権を基本としている (第284条第1項a号・b号)。

なお、1985年会社法は、私会社においても年次株主総会の開催義務があることを前提とした上で、これを省略することを選択しうるとしていた (1985年会社法366A条1項) が、2006年会社法はこれを改め、私会社の年次株主総会の

(7) The Company Law Review Steering Group, *supra* note 4, at paras.45, 50., The Company Law Review Steering Group, *supra* note 2, at para.5.36.

(8) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 529.

開催義務を免除している。もとより、私会社が任意に年次株主総会を開催することは可能であるが、2006年会社法におけるこのような取り扱い、多くの小規模な私会社が年次株主総会を開催していないという現在の実務を踏まえたものと考えられる。

第13編の規定のうち、第308条と第309条および第333条は2007年1月20日より一足早く施行されたが、当分の間施行されない第327条第2項3号および第330条第6項を除くその他の規定は2007年10月1日より施行されている。

[条 文]

### 第1章 決議に関する通則 (General Provisions about Resolutions)

#### 第281条 決議 (Resolutions)<sup>(9)</sup>

(1) 私会社の社員 (または種類社員) の決議 (a resolution of the members) は、以下のいずれかの方法で行わなければならない。

(a) 第2章の定めるところに従って行う書面決議として、または、

(b) (第3章の規定が適用される) 社員総会において

(2) 公開会社の社員 (または種類社員) の決議は、(第3章の規定のほか、関連する第4章の規定が適用される) 社員総会でこれを行わなければならない。

(3) 会社法の規定が次の各号の定めるところに該当する場合、必要とされるものは、普通決議 (an ordinary resolution) である。但し、当該会社の定款がこれよりも厳重な多数決 (または全員一致) を求めるときは、この限りでない。

(a) 会社法の規定が、会社の決議、すなわち会社の社員 (または種類社員) の決議を要求するものであること、および、

(b) 会社法の規定が、要求される決議の種類につき特段の定めをしていないこと

(4) 本編のいかなる規定も、次の各号に定めることに關する一切の法規 (enactment) またはコモンロー原則 (rule of law) に影響を与えるものではない<sup>(10)</sup>。

(a) 決議以外の方法により行われる事項

---

(9) 本条は、社員の決議が2006年会社法第13編の定めるところに従って初めて有効に行う旨を定めるものである。従来この種の規定はイギリス会社法には置かれておらず、新設規定である。DTI, *ibid*, para. 523.

(10) 第281条第4項は、総社員同意に関するコモンロー原則 (common law unanimous consent rule) を維持するものである。DTI, *ibid*, para. 523. なお、イギリス法における総社員同意の法理については、大野正道「正規の手續を欠く決議・取引と準組合法理」筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集刊行委員会編『現代企業法学の研究—筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集』244頁以下 (信山社, 2001年) 参照。

(b) 決議が行われたものとしてみなされる事情、または、決議が行われたものとしてみなされない事情

(c) ある者が、決議は適式に行われなかったと主張することを制限される場合

**第282条 普通決議 (Ordinary resolutions)<sup>(11)</sup>**

(1) 会社の社員 (または種類社員) の普通決議とは、単純多数 (a simple majority) をもって行われる決議を意味する。

(2) 書面決議 (a written resolution) は、議決権を有する社員 (eligible members) (第2章参照) の議決権総数の過半数を有する社員によって行われるときに、単純多数をもって行われる。

(3) 総会において挙手により (on a show of hands) 行われる決議<sup>(12)</sup> は、次の各号に定める者の過半数によって行われるときに、単純多数をもって行われる。

(a) 議決権を行使することができる者として、当該決議につき自ら (in person) 議決権を行使する社員、および、

(b) 当該決議につき議決権を行使することができる社員の、適式に選任された代理人 (proxy) として当該決議につき議決権を行使する者

(4) 総会において行われた投票 (poll) によって行われる決議は、当該決議につき議決権を行使することができる社員で、自らまたは代理人をもって議決権を行使する者の有する議決権 (voting rights) の総数の過半数を有する社員によって行われたときに、単純多数をもって行われる。

(5) 普通決議により行うことができる一切の事項は、これを特別決議によってもまた行うことができる。

**第283条 特別決議 (Special resolutions)<sup>(13)</sup>**

(1) 会社の社員 (または種類社員) の特別決議とは、75%以上の多数 (a majority of not less than 75%) をもって行われる決議を意味する。

(2) 書面決議 (a written resolution) は、議決権を有する社員 (eligible members) (第2章参照) の議決権総数の75%以上を有する社員によって行われるときに、75%以上の多数をもって行われる。

(3) 私会社の決議が書面決議として行われる場合において、次の各号の定めるところに該当するときは、当該決議はこれを特別決議としてのみ行うことができる。

(a) 当該決議が、特別決議として提案された旨を明示しない限り、特別決議とは

---

(11) イギリス会社法には、従来、普通決議の意義、要件等を定めた規定が置かれておらず、その意味で、本条は新設規定である。Alistair Alcosk, John Birds, Steve Gale, *supra* note 1, at para. 9.8.

(12) イギリス法における社員 (株主) 総会での決議の方法は、伝統的に、一人一票の挙手による多数決が原則的形態である。中村・前掲 (注5) 391頁。

(13) 1985年会社法のもとでは、特別決議に際し21日前の通知が要求されていたが、2006年会社法ではこの要件は撤廃されている。DTI, *supra* note 8, at para.283.

ならないものであり、且つ、

- (b) 当該決議が、特別決議として提案された旨を明示している場合
- (4) 総会において挙手により (on a show of hands) 行われる決議は、次の各号に定める者の75%以上によって行われるときに、75%以上の多数をもって行われる。
  - (a) 議決権を行使することができる者として、当該決議につき自ら (in person) 議決権を行使する社員、および、
  - (b) 当該決議につき議決権を行使することができる社員の、適式に選任された代理人 (proxy) として当該決議につき議決権を行使する者
- (5) 総会において行われた投票 (poll) によって行われる決議は、当該決議につき議決権を行使することができる社員で、自らまたは代理人をもって議決権を行使する者の有する議決権 (voting rights) の総数の75%以上を有する社員によって行われたときに、75%以上の多数をもって行われる。
- (6) 決議が総会において行われる場合において、次の各号の定めるところに該当するときは、当該決議はこれを特別決議としてのみ行うことができる。
  - (a) 当該決議が、当該総会の通知 (notice) に当該決議の文言 (text of the resolution) を含んでおらず、また、当該決議を特別決議として提案する趣旨を明示しない限り、特別決議とはならないものであり、且つ、
  - (b) 当該総会の通知当該決議が、当該決議を特別決議として提案する趣旨を明示している場合

#### 第284条 議決権：通則 (Votes: general rule)

- (1) 書面決議に係る議決権については、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 株式資本を有する会社の場合、各株主は、当該株主の有する一株または10ポンド単位の併合株式 (£10 of stock) 毎に1個の議決権を有する。
  - (b) 前号の会社以外の会社の場合、各社員は1個の議決権を有する。
- (2) 総会における挙手に基づく決議に係る議決権については、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 自ら出席する社員は、1人1個の議決権を有し、
  - (b) 当該決議につき議決権を行使することができる社員により適式に選任され出席する代理人は、1人1個の議決権を有する。
- (3) 総会における投票に基づく決議に係る議決権については、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 株式資本を有する会社の場合、各株主は、当該株主の有する一株または10ポンド単位の併合株式 (£10 of stock) 毎に1個の議決権を有する。
  - (b) 前号の会社以外の会社の場合、各社員は1個の議決権を有する。
- (4) 本条の規定は、会社の定款の一切の定めに従って効力を有する。

#### 第285条 議決権：特段の要件 (Votes: specific requirements)

- (1) ある決議につき議決権を行使することができる社員が1人の代理人のみを選任した場合において、会社の定款が、当該代理人の有する議決権の数は、総会で行われる挙手に基づく決議に係る議決権の行使において、当該社員が自ら出席した場合に当

該社員が有する議決権よりも少ない旨を定めるときは、次の各号に定めるところによる。

- (a) 代理人が挙手の際に有する議決権の数に関する定めはこれを無効とし、
  - (b) 代理人は、当該代理人を選任した社員が総会に出席した場合に有するのと同じ数の議決権を挙手の際に有する。
- (2) ある決議につき議決権を行使することができる社員が複数の代理人を選任した場合は、第1項は、同項における一人の代理人を複数の代理人の全員をまとめたものと読み替えてこれを適用する。
- (3) 法規によって要求されまたは認められている決議に関して、私会社の定款が、社員は、当該決議について、当該決議が書面決議として行われる場合と、当該決議が総会で行われる投票に基づいて行われる場合とで異なった数の議決権を有する旨を定める場合は、次の各号の定めるところによる。

- (a) 社員が、投票に基づいて行われる決議について有する議決権の数に関する定めはこれを無効とし、
- (b) 社員は、当該決議について、当該決議が投票に基づいて行われる場合に、当該決議が書面決議として行われる場合と同数の議決権を有する。

#### 第286条 株式の共有者の議決権 (Votes of joint holder of shares)<sup>(14)</sup>

- (1) 会社の株式の共同保有者の場合は、議決権を行使する筆頭保有者 (senior holder) (および筆頭保有者により適式に選任された代理人) の議決権についてののみ、これを当該会社において算入することができる。
- (2) 本条の目的に関して、株式の筆頭保有者 (the senior holder of a share) は、これを、共同保有者の名称 (name) が株主名簿に表示されている順序によって決する。
- (3) 第1項および第2項は、会社の定款の一切の定めに従って効力を有する。

#### 第287条 議決権を行使する資格の判断に関する定款の定めの特許 (Saving for provisions of articles as to determination of entitlement to vote)

本章のいかなる規定も、次の各号に掲げるものに影響を与えない。

- (a) 会社の定款において、(i) ある決議につき議決権を行使することができる者の資格に対する異議の申立て (objection) が当該定款に従って行われるべきことを要求し、且つ、(ii) 当該異議の一切の申立てに係る判断が終局的かつ確定的 (final and conclusive) である旨を定める一切の定め、または、
- (b) 前号の判断を裁判手続 (legal proceedings) において争うことができる事由

[中村信男]

(14) 本条は、株式の共同保有の場合における議決権行使に関する1985年会社法付表 A (Table A) の第55条の定めを制定法に取り込むものである。DTI, *supra* note 8, at para. 528.

## 第2章 書面決議 (Written Resolutions)<sup>(15)</sup>

### 書面決議に関する通則 (General provisions about written resolutions)

#### 第288条 私会社の書面決議 (Written resolutions of private companies)

(1) 本法において、「書面決議」とは、本章に従って提出され可決された私会社の決議を意味する。

(2) 次の各号に掲げる決議はこれを書面決議として行うことができない<sup>(16)</sup>。

- (a) 第168条に基づく任期満了前の取締役解任決議
- (b) 第510条に基づく任期満了前の会計監査役解任決議

(3) 次に掲げる者は、書面決議として議案を提出することができる。

- (a) 私会社の取締役 (第291条参照)、または、
- (b) 社員 (第292条～第295条参照)

(4) 本章の規定の施行前に可決または制定された法規において次の各号に掲げるものに言及する場合は、私会社の社員または種類社員のいずれかによる書面決議を含むものとして効力を有する。

- (a) 会社の総会における決議 (a resolution of a company in general meeting)
- (b) 会社の種類株主総会の決議

---

(15) 2006年会社法では、私会社における書面決議に関する規定はより詳細なものに改められている。第13編第2章に含まれる諸規定(第288条～第300条)は、1989年会社法により挿入された1985年会社法第381A条～第381C条に代替する規定である。1989年会社法における書面決議につき紹介・検討するものとして、砂田太士「書面決議制度と任意選択制度—英国会社法における私会社規制の緩和—」福法36巻1・2・3号93-117頁(1991年)、中村・前掲注(14)405-406頁、北村雅史「イギリスにおける株主総会に関する規整」森本滋編著『比較会社法研究』136-138頁(商事法務、2003年)参照。

書面決議に関する2006年会社法における最大の改正点は、1989年会社法の下では、書面決議をおこなうためには全社員の同意を要するとされていたものが、2006年法では、決議要件にしたがって単純過半数または4分の3の特別多数により、これをなしうるものとされたことである。Mayson, French and Ryan on Company Law, 25th ed. (2008), at para. 14.5.1. なお、こうした内容は、会社法改正作業の下で提案されていたものである。同改正提案に関しては、中村・前掲注(14)406頁、伊藤靖史「イギリスにおける会社法改正—『競争力ある経済のための現代的会社法 最終報告書』および白書『会社法の現代化』を中心に—」同法54巻5号9-10頁(2003年)参照。

(16) 本項に定める例外は、1985年会社法規則15A第1章に定めるものと同じである。私会社は本項に定める2つの決議を除く全ての決議について、書面決議として行うことができる。DTI, *supra* note 8, at para. 531.

(5) 私会社における書面決議は、次の各号に掲げる者により可決されたのと同等の効力を有し、本条の施行前に可決または制定された法規において、決議が成立した総会または決議に賛成した種類社員という場合も、これにしたがって解釈されるものとする。

(a) 当該会社の年次株主総会、または、

(b) 当該会社の種類社員総会

#### 第289条 議決権を有する社員 (Eligible members)<sup>(17)</sup>

(1) 私会社の書面決議として提出された議案に関し、議決権を有する社員は、当該議案の回付日 (the circulation date) (第290条参照) において、当該議案につき議決権を行使することができる社員である。

(2) 書面決議につき議決権を有する者が、当該議案の回付日中に交代したとき、当該議案につき議決権を有する社員は、その同意を求めるために議案の最初の写し (the first copy) が送付されまたは提出された時点における当該議案につき議決権を有する者である。

#### 書面決議案の回付 (Circulation of written resolutions)<sup>(18)</sup>

##### 第290条 回付日 (Circulation date)

本編において書面決議案の回付日とは、議案の写しが本章の規定にしたがって社員に送付または提出された日 (または、写しが社員に対して異なる日に送付または提出された場合には、その最初の日) をいう。

##### 第291条 取締役提出による書面決議案の回付 (Circulation of written resolutions proposed by directors)

(1) 本条は、会社の取締役により、書面決議として提出された議案に適用される。

(2) 会社は、議決権を有するすべての社員に対し、議案の写しを送付または提出しなければならない。

(3) 会社が前項の送付または提出をするにあたっては、次の (a) 号あるいは (b) 号によるか、または一部の社員に対しては (a) 号に従い、他の社員に対しては (b) 号に従い送付するかのいずれかによらなければならない<sup>(19)</sup>。

(a) 議決権を有するすべての社員に対して、書面 (hard copy form) により、電磁的方法 (electronic form) により、もしくはウェブサイトを通じて、(その実

---

(17) 書面決議につき議決権を有する社員は、議案の回付日に基づき決定される。

なお、本条2項は、社員の交代があった場合について定める。DTI, *supra* note 1, at para. 532.

(18) 会計監査役は、私会社における書面決議に関して、本法の規定により私会社の社員に開示される全ての情報につき、これを受領する権限を有する。2006年会社法第502条1項。

(19) 本項 (b) 号は、複数の書面を用いずに単一の書面を回覧するか、または電子メールでの回付を会社に許容するものである。

- 行が合理的に可能である限り) 同時に写しを送付する<sup>(20)</sup>。
- (b) 不当に遅延することなく実行可能であれば、同一の写しを、議決権を有する各社員に (もしくは異なる写しを、議決権を有する多数の社員の各自に) 順次提出する。
- (4) 議案の写しには、社員に次の各号に掲げる事項について通知する書面を添付しなければならない。
- (a) 議案への同意方法 (第296条参照), および
- (b) 議案が失効しない場合 (第297条参照) における当該議案が可決されなければならない期日
- (5) 本条の規定を遵守しない場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。
- (6) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、罰金
- (b) 陪審によらない有罪判決 (summary conviction) の場合は、法定最高額以下の罰金
- (7) 成立した決議の効力は、本条の規定を遵守しなかったことによる影響を受けない。

**第292条 社員の書面決議案の回付請求権 (Members' power to require circulation of written resolution)**

- (1) 私会社の社員は、当該会社に対して、書面決議として提案されるべく提出されかつ適切に提出されうる議案の送付を、請求することができる。
- (2) いかなる議案も、書面決議として適切にこれを提出することができる。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
- (a) 可決されたとしても (制定法または会社の定款その他のいずれかに違反するため) 無効である場合
- (b) 他者の名誉を毀損するものであるとき、または
- (c) 明らかに法的根拠を欠く (frivolous) かあるいは嫌がらせ目的 (vexatious) である場合
- (3) 社員が議案の回付を会社に請求する場合、社員は、当該議案の主題に関する1000語を超えない文書の回付を会社に請求することが出来る。
- (4) 議案について議決権を有するすべての社員の有する総議決権数の必要割合 (the requisite percentage) 以上の議決権数に相当する社員から請求を受けたとき、会社は直ちに議案および付属書面を回付することを要する。
- (5) 「必要割合」とは、5%かあるいは、会社定款に定められたそれより低い割合をいう。
- (6) 請求は、次の各号に定めるところによる。
- (a) 請求は、書面または電磁的方法によってこれを行うことができ、

---

(20) 書面とは、印刷物その他可読性のあるものをいい、電磁的方法とは、Eメールやファックス、または電子記録媒体の郵送をいう。2006年会社法1168条。

(b) 請求は、議案および付属書面を特定して行わなければならない、かつ、

(c) 請求は、請求者による確認を受けなければならない。

**第293条 社員提出による書面決議案の回付 (Circulation of written resolution proposed by members)**

(1) 第292条に基づき議案を回付することを要する会社は、議決権を有する全社員に体し、次の各号に掲げる書面を送付し提出しなければならない。

(a) 議案の写し、および

(b) 付属書面の写し

この場合、第294条2項(回付にかかる費用の総額の預託または支払)および第295条(社員による文書を回付しない旨の申立)が適用される。

(2) 会社が前項の送付または提出をするにあたっては、次の(a)号あるいは(b)号によるか、または一部の社員に対しては(a)号に従い、他の社員に対しては(b)号に従い送付するかのいずれかによらなければならない。

(a) 議決権を有するすべての社員に対して、書面により、電磁的方法により、もしくはウェブサイトを通じて、(その実行が合理的である限り)同時に写しを送付するか、または、

(b) 不当に遅延することなく実行できるときは、同一の写しを、議決権を有する各社員に(もしくは異なる写しを、議決権を有する多数の社員の各自に)順次提出する

(3) 議案の送付にかかる第292条の要件に服することとなった後21日以内に、会社は写し(または、写しが社員に対して異なる日に送付または提出される場合には、その最初の写し)を送付又は提出しなければならない。

(4) 議案の写しには、次の各号に掲げる事項についての案内文を添付しなければならない。

(a) 議案への同意方法(第296条参照)、および

(b) 議案が失効しない場合(第297条参照)における当該議案を通さなければならない期日。

(5) 本条に違反した場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。

(6) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高額以下の罰金

(7) 本条に対する違反は、成立した決議の効力を妨げない。

**第294条 回付費用 (Expenses of circulation)**

(1) 第293条の遵守にかかる会社の費用は、当該会社が別段の定めをしない限り、当該議案の回付を請求した社員によって支払われなければならない。

(2) 会社が過去に前項の定めをしていない場合、議案の回付にかかる費用に充てるのに十分であると合理的にみなされる総額が会社に預託されるかまたは支払われない限り、会社は同条の遵守義務を負わない。

**第295条 社員による書面を回付しない旨の申立 (Application not to circulate**

members' statement)

(1) 会社または権利を侵害された第三者による申立てに基づき、第292条により与えられる権利および第293条が濫用されていると裁判所が認めるとき、会社は第293条に基づく社員による書面を回付することを要しない。

(2) 裁判所は、書面の回付を請求した社員に対して、当該社員が申立当事者でないときであっても、前項の申立てにかかる費用 (costs) (スコットランドにおいては経費 (expense)) の全部または一部の支払を命じることができる。

#### 書面決議への同意 (Agreeing to written resolutions)

**第296条 書面決議案への同意手続** (Procedure for signifying agreement to written resolution)

(1) 会社が社員 (または当該社員を代理する第三者) から、次の各号に掲げる内容の認証済みの文書を受領したとき、当該社員は、提出された書面決議案に同意したもとする。

(a) 当該文書の指す議案が特定されており、かつ

(b) 当該議案に対する当該社員の同意が示されているもの

(2) 前項の文書は、書面もしくは電磁的方法によって会社に送付されなければならない。

(3) いったんなされた書面決議案に対する社員の同意は、これを撤回することができない。

(4) 書面決議案は、議決権を有する社員の必要多数 (the required majority) が同意したときに可決されたものとする。

**第297条 書面決議案への同意期間** (Period for agreeing to written resolution)

(1) 提出された書面決議案は以下の各号に掲げる期間が満了するまでに可決されないときは失効する。

(a) 会社の定款に定められた期間、または

(b) 定めのないときは、回付日より28日間

(2) 前項の期間の満了後になされた書面決議案に対する社員の同意は、無効である。

#### 補則 (Supplementary)

**第298条 電磁的方法による書面決議に関する文書の送付** (Sending documents relating to written resolutions by electronic means)

(1) 書面決議案を含むかまたはそれに付属する文書の中に、会社が電子的アドレスを掲載するときは、会社は、当該議案に関するあらゆる文書または情報が電磁的方法により当該アドレスに送付されることを承諾したものとみなす (ただし当該文書中に明示された条件または制限があればそれに従うものとする。)

(2) 本条にいう「電子的アドレス」とは、文書または情報を電磁的方法により送付または受領する目的で用いられるアドレスまたは番号を意味する。

**第299条 ウェブサイトにおける書面決議案の公開** (Publication of written resolution

on website)

(1) 本条は、会社が、以下の各号に掲げるものをウェブサイトを通じて送付する場合に適用される。

(a) 書面決議案、または

(b) 書面決議案に関する書類

(2) 本章の目的に関して、決議案または書類は、回付日を始期とし、第297条に基づき決議案が失効することとなる日を終期とする期間を通じて何時でも当該決議案をウェブサイト上で閲覧することができない場合は、これを有効に送付したことになる。

**第300条 本章と会社の定款の定めとの関係** (Relationship between this Chapter and provisions of company's articles)

法規において義務付けられているか、別段の定めがなされている決議につき、これを書面決議として提案し可決することができないとする私会社の定款の定めは無効である。

[菊田秀雄]

## 第14編 政治献金および政治的費用負担の規制 (CONTROL OF POLITICAL DONATIONS AND EXPENDITURE)

[解 説]

イギリスでは、2000年政党、選挙および投票に関する法律 (the Political Parties, Elections and Referendums Act 2000) (以下、PPER) によって、1985年会社法が改正され、会社による政治献金について株主総会の承認を必要とする制度が導入されている。これは、1998年10月、公的生活基準委員会 (the Committee on Standards in Public Life) が首相に提出した、政党に対する政治献金等に関する報告書の勧告に従ったものであり、1985年会社法に第10 A 編が加えられ、政治献金と政治的費用負担に関する新たな規制が設けられた。この規制の会社法上の趣旨については、特定の政治政党を支援するという取締役の個人的な利益と、会社の成功を促進するために必ずしも寄与しないことに会社資産を流用させないという、全体としての株主の利益との間の、利益相反の規制である、との解説も見られる<sup>(1)</sup>。

2006年会社法第14編は、PPER によって確立された規制の枠組をほぼ踏襲

---

(1) Paul L. Davies, Gower & Davies: Principles of Modern Company Law, 8<sup>th</sup> ed. (2008), at p. 555.

しており、その主な特徴としては、次の点を挙げることができよう。第1に、会社は、会社の構成員（株主総会）による授権がない限り、政党その他の政治団体または無所属の候補者に対して、政治献金をしたり、政治的な費用を負担したりすることを禁止される（第366条）。政治献金または政治的な費用負担を承認する総会決議は、決議の成立した日から、原則として4年を超えない期間についてその効力を有する（第368条）。第2に、子会社による政治献金について、親会社の株主総会等による承認が要求される（第367条）。すなわち、子会社による政治献金または政治的費用負担は、一般に、子会社の構成員および親会社の構成員の決議によって承認されるものとされ、親会社の取締役は、子会社による承認のない政治献金について責任を負担する。第3に、会社は、企業グループの他の会社による献金を含めて、12ヶ月間の献金の総額が5000ポンドを超えないときは、政治献金等について、事前の構成員の同意を得ることを要しない（第378条）。言い換えれば、企業グループ全体で、政治献金等の総額が年間5000ポンドを超えるときは、事前に総会の承認が必要とされる。第4に、株主代表訴訟に類似する方法によって、承認のない政治献金について取締役の会社に対する責任を問うことができる（第370条）。なお、承認のない政治献金または政治的費用の負担について、取締役は会社に対して民事責任を負担するが（第369条）、刑事罰の定めは設けられていない。

他方、2006年会社法によって、改正された点としては、次のものがある<sup>(2)</sup>。第1に、私会社においては書面決議による承認が可能であることを明らかにするために、条文上、会社による承認について、株主総会への言及がなされなくなった。第2に、承認手続について、持株会社は、関連持株会社（すなわち、最上位の持株会社、または、最上位の持株会社が連合王国の登記会社ではない場合には、最上位に位置する連合王国の登記会社）である場合にのみ、子会社による政治献金等を承認しなければならないとされ、また、持株会社は、当該持株会社と1以上の子会社の双方について、単一の承認決議によって、政治献金等を承認することができること（第367条第1項）や、政治献金とその他の政治的費用負担を分けて承認決議を得られること（第367条第3項）が明らかにされた。第3に、株主総会等の承認を要する政治献金等の対象が、連合王国またはその他のEU加盟国における公職の選挙について、無所属の候補者に対するものにまで拡大されている。第4に、労働組合に対する寄附の特別な免除

---

(2) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (2006), at para. 613.

(第374条)の導入によって、会社による労働組合に対する施設(たとえば、会議室)の提供等の扱いが明確化されている(第374条)。ちなみに、取締役の責任免除について、第239条において取締役の行為の追認に関する規定が整備されたことから、承認のない政治献金や政治的費用負担の場合についても、追認(ratification)の扱いが明確化されたといえる。

なお、第14編の規定は、2007年10月1日より施行されている。

[条 文]

### 通 則 (Introductory)

#### 第362条 通則 (Introductory)

本編は、次の各号に掲げるものの規制について定めるものである。

- (a) 政党, その他の政治団体, および, 無所属の選挙候補者に対する, 会社の政治献金
- (b) 会社が負担する政治的費用 (political expenditure)

本編の適用対象となる献金および費用負担 (Donations and expenditure to which this Part applies)

第363条 本編の適用対象である政党, その他の団体等 (Political parties, organisations etc to which this Part applies)

- (1) 本編は、次の各号に掲げるとき、政党に適用される。
  - (a) 政党が、2000年政党、選挙および投票に関する法律 (the Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c. 41)) 第2編の下で登録したとき、または、
  - (b) 政党が、大英帝国以外のEU加盟国における公職 (public office) について、当該政党の選挙への参加を目的に、もしくはこれに関連して、活動しているとき、または、活動しようとしているとき
- (2) 本編は、次の各号に掲げる意図を有すると合理的にみなされる組織 (政治組織) に適用される。
  - (a) 本編が適用される政党、または、無所属の選挙候補者に対する公衆の支持に影響を与えること、または、
  - (b) 大英帝国もしくはその他のEU加盟国の法律の下で行われる国政選挙または地方選挙に関して、有権者に影響を与えること
- (3) 本編は、大英帝国もしくは他のEU加盟国の公職の選挙において、無所属の選挙候補者に適用される。
- (4) 本編の以下の規定において、政党、政治団体もしくは無所属の選挙候補者、ま

たは、政治的費用とは、本編が適用される政党、団体、無所属の選挙候補者または費用を指す。

#### 第364条 政治献金の意義 (Meaning of “political donation”)

- (1) 以下の規定は、本編の適用について、政治献金の意義を定めるものである。
- (2) 政党またはその他の政治組織に関して、
  - (a) 政治献金とは、2000年政党、選挙および投票に関する法律第50条ないし第52条にしたがい、(i) 同法第4編第1章(登録政党への献金の規制)の趣旨における献金、または、(ii) 政党もしくはその他の政治組織を指すものとしての登録政党に対する、これらの条項に定める献金を、意味する。
  - (b) 同様に、同法第53条は、寄附の価値を決定するために適用される。
- (3) 無所属の選挙候補者に関して、
  - (a) 政治献金とは、同法第50条ないし第52条にしたがい、これらの条項において登録政党とあるのを無所属の選挙候補者と読み替えて、同法第4編第1章(登録政党への献金の規制)の趣旨における献金に該当するものを意味する。
  - (b) 同様に、同法第53条は、寄附の価値を決定するために適用される。
- (4) 本条において、2000年政党、選挙および投票に関する法律第50条および第53条(献金の定義および献金の価値)は、2006年選挙管理法(the Electoral Administration Act 2006)(同法は、献金の定義から商業貸付けとなる貸付けを除外している。)によるこれらの条項の改正がなされていないものとして、扱うものとする。

#### 第365条 政治的費用の意義 (Meaning of “political expenditure”)

- (1) 本編において、会社の政治的費用とは、会社が負担する次の各号に掲げる事項に関する費用を意味する。
  - (a) (i) どのような性質のものであれ、また、(ii) 方法の如何を問わず、出版または頒布の時点において、政党もしくはその他の政治団体、または、無所属の選挙候補者に対する公衆の支持に影響を与える意図を有すると合理的にみなされうる、広告またはその他の宣伝もしくは周知方法の準備、出版または頒布
  - (b) (i) 政党もしくはその他の政治団体、または、無所属の選挙候補者に対する公衆の支持に影響を与える、または、(ii) 加盟国の法律に基づき行われる国政選挙もしくは地方選挙に関して、有権者に影響を与える意図を有するものと合理的にみなされうる、会社の活動
- (2) 本編の適用において、政治献金は、政治的費用としては扱われない。

#### 献金または費用負担に要求される承認 (Authorisation required for donations or expenditure)

##### 第366条 献金または費用負担に要求される承認 (Authorisation required for donations or expenditure)

- (1) 会社は、以下の規定にしたがって承認される場合を除いて、次に掲げる行為をすることを禁止される。
  - (a) 政党もしくはその他の政治団体、または、無所属の選挙候補者に対して政治

献金をすること、または、

- (b) 何らかの政治的費用を負担すること
- (2) 政治献金または政治的費用負担は、次に掲げる決議によって、承認されなければならない。
  - (a) 他の会社の子会社ではない会社においては、会社の構成員の決議による承認
  - (b) 他の会社の子会社である会社においては、(i) 当該会社の構成員の決議、および、(ii) 関連する持株会社の構成員の決議
- (3) 大英帝国の登記会社の完全子会社である会社においては、決議は要求されない。
- (4) 第2項(b)号(ii)における「関連する持株会社」とは、献金または費用負担がなされた時点において、次に掲げる会社に該当する会社を意味する。
  - (a) 献金または費用負担をした会社の持株会社である会社、
  - (b) 大英帝国の登記会社、かつ、
  - (c) 大英帝国の他の登記会社の子会社ではない会社
- (5) 本条において必要とされる決議は、次の決議でなければならない。
  - (a) 第367条を遵守した決議、かつ、
  - (b) 献金または費用負担がなされるに先だって成立した決議
- (6) 本条の規定は、会社が、本条を離れて、適法に行うことのできない行為をなすことの承認を得ることができるものとするものではない。

#### 第367条 承認決議の形態 (Form of authorising resolution)

- (1) 本編の趣旨における承認決議は、次の各号に掲げる会社に関するものである。
  - (a) 当該決議を成立させた会社
  - (b) 当該会社の一もしくは複数の子会社、または、
  - (c) 当該決議を成立させた会社、および、当該会社の一もしくは複数の子会社
- (2) 決議は、当該決議を成立させた会社の子会社であるすべての会社に関して、次の各号に掲げる時点において、子会社を別個に識別することなく、効力を有するものとする。
  - (a) 決議が成立した時点、または、
  - (b) 決議が効力を有する期間内のいずれかの時点
- (3) 決議は、次に掲げる項目の一もしくは二以上について、献金または費用負担を承認することができる。
  - (a) 政党または無所属の選挙候補者に対する献金
  - (b) 政党以外の政治組織に対する献金
  - (c) 政治的費用負担
- (4) 決議は、次の各号に掲げる項目を特定してなされなければならない。
  - (a) 第2項の決議の場合には、その決議がまとめて関係する会社のすべて
  - (b) その他の決議の場合には、その決議が関係をもつそれぞれの会社
- (5) 決議は、本条第2項に従い一般的になされなければならないが、特定の献金または費用負担を承認するものであってはならない。
- (6) 決議は、特定された項目のそれぞれについて、当該決議が効力を有する期間

(第368条を参照)における特定の金額までの献金または費用負担を、承認しなければならない。

(7) 決議は、次の各号に掲げる金額を特定しなければならない。

(a) 第2項の決議の場合には、その決議がまとめて関係する会社のすべてについての金額

(b) その他の決議の場合には、その決議が関係するそれぞれの会社についての金額

#### 第368条 決議が効力を持つ期間 (Period for which resolution has effect)

(1) 本編の趣旨における承認決議は、取締役の決定または定款の規定がより短い有効期間を定める場合を除いて、決議が成立した日から4年間効力を有する。

(2) 本条に基づく決定を行う取締役の権限は、取締役の係る行為を禁ずる定款の規定に服する。

#### 承認されない献金または費用負担に関する救済 (Remedies in case of unauthorised donations or expenditure)

##### 第369条 承認されない献金または費用負担に関する取締役の責任 (Liability of directors in case of unauthorised donations or expenditure)

(1) 本条は、会社が本編で要求される承認なしに政治献金または政治的費用負担を行った場合に適用される。

(2) 懈怠のある取締役は、連帯しておよび個別に、次の各号に掲げる責任を負う。

(a) 承認のない献金または費用負担の金額を、利子を付して会社に償還する責任、および、

(b) 承認のない献金または費用負担の結果として会社が被った損失または損害について、会社に賠償する責任

(3) 懈怠のある取締役とは、次の各号に掲げる者をいう。

(a) 承認のない献金または費用負担がなされたときに、献金または費用負担をなした会社の取締役であった者、および、

(b) (i) 会社が関連する持株会社の子会社である場合、および、(ii) 関連する持株会社の取締役が当該献金または費用負担がなされないようにするための合理的な手続を経ることを怠った場合には、関連する持株会社の取締役

(4) 第3項第(b)号において、関連する持株会社とは、当該献金または費用負担がなされたときに、次に掲げる会社に該当する会社を意味する。

(a) 献金または費用負担をした会社の持株会社である会社、

(b) 大英帝国の登記会社、かつ、

(c) 大英帝国の他の登記会社の子会社ではない会社

(5) 第2項(a)号にいう利子とは、次の各号に掲げる限りで、承認のない献金または費用負担のうち会社に償還されていない額に対する利子である。

(a) 当該献金または費用負担がなされた日を初日とする期間、かつ

(b) 国務大臣が規則によって定める利率

第379条第2項（献金または費用負担がなされた期日の解釈）は、本項には適用されない。

（6）献金または費用負担の一部が承認されていないときは、本条は、承認のないものとして、全部に適用される。

**第370条 株主訴訟による取締役の責任追及（Enforcement of directors' liabilities by shareholder action）**

（1）第369条に定める取締役の責任は、次の各号に掲げる訴訟によって追及することができる。

（a）取締役が当該会社に対して責任を負担する場合には、承認された構成員グループが、会社の名において本条に基づき提起する訴訟

（b）持株会社の取締役が子会社に対して負担する責任の場合には、（i）当該子会社の承認された構成員グループ、または、（ii）持株会社の承認された構成員グループが、以下の条項の下で子会社の名において提起する訴訟

（2）本条は、会社の権利に加えて、責任追及のための訴訟提起を認めるものである。

（3）会社の承認された構成員グループとは、次の各号に掲げる者を意味する。

（a）当該会社の発行済株式資本の額面額の5%以上を保有する者

（b）当該会社が株式有限責任制の会社ではない場合には、構成員の5%以上に当たる者、または、

（c）会社の構成員の5%条に当たる者

（4）本条の下で訴訟を提起する権利は、第371条の規定に服する。

（5）本条の定めは、第11編（代表訴訟）に基づき、会社構成員が訴訟を提起または継続する権利に影響を与えるものではない。

**第371条 株主訴訟による取締役の責任追及：補則（Enforcement of directors' liability by shareholder action : supplementary）**

（1）構成員は、次の各号に掲げる場合を除いて、第370条に基づき会社の名において訴訟を提起することはできない。

（a）当該構成員グループが、次に掲げる事項を記載した書面による通知を会社に対して発した場合

（i）当該訴訟の基礎となる訴訟原因および事実の概要

（ii）当該構成員となるものの氏名、名称および住所

（iii）当該構成員が承認された構成員グループを構成すると主張する根拠

（b）会社に対する通知から訴訟提起までに、28日以上の期間が経過した場合

（2）会社に対して前項の通知がなされたときは、会社の取締役は、裁判所に対して、通知を受領した日から28日以内に、次に各号に掲げる事項を理由として、予定された訴訟の提起を差し止める命令を申し立てることができる。

（a）承認されない金額が会社に償還されたこと

（b）責任を追及する訴訟が、既に会社によって提起され、誠実に遂行されていること

（c）本条に基づき訴訟を提起しようとする構成員が承認されたグループを構成し

ないこと

(3) 第2項第(b)号に定める理由に基づく申立がなされたときは、裁判所は、第370条の下で予定された訴訟提起を差し止める命令の代替として、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

(a) 裁判所が適当である思量する条件で、訴訟が提起されること、および

(b) 会社によって提起された訴訟が、(i) 取り下げられること、または、(ii)

裁判所が適当と思量する条件で、継続されること

(4) 第370条の下で訴訟を提起した構成員は、当該訴訟について、当該訴訟がその名において提起された会社に対して、会社が訴訟を提起した場合に会社の取締役が会社に対して負担するのと、同様の義務を負担する。

(5) 第370条の下で提起された訴訟は、裁判所が適当と思量する条件に基づき、裁判所の許可を得た場合を除いて、当該グループが取り下げ、または、和解することはできない。

### 第372条 株主訴訟の費用 (Costs of action)

(1) 本条は、第370条の下で、会社の名において、承認された構成員グループが提起した訴訟に適用される。

(2) 当該グループは、当該訴訟に関してグループが負担する費用または負担した費用について、会社がグループに償還するよう命ずる命令を、裁判所に申し立てることができる。裁判所は、適当と思量する条件に係る命令を与えることができる。

(3) 当該グループは、第2項の命令による場合を除いて、会社の資産からその費用の支払を受けることができない。

(4) 第2項の命令が訴訟手続について付与されるときは、次の各号に掲げる場合に、訴訟費用が当該グループに支払われる。

(a) 会社に訴訟費用が付与される場合、または、訴訟に関して会社の負担する費用が被告によって支払われる旨が合意されている場合、および

(b) 被告が訴訟費用を付与される場合、または、訴訟に関して被告の負担する費用が被告に支払われることが合意されている場合

(5) 本条のスコットランドでの適用については、費用 (cost) は費用 (expenditure) に、被告 (defendant) は被告 (defender) に、それぞれ読み替えるものとする。

### 第373条 株主訴訟に関する情報 (Information for purposes of shareholder action)

(1) 承認された構成員グループは、第370条に基づき会社の名において訴訟を提起したときは、会社に対して、当該訴訟の対象に関する情報であって、会社が保有しもしくは会社の監督下にある情報または会社が合理的に取得できる情報のすべてを、提供しよう請求することができる。

(2) 前項に定める請求を受けた会社が、当該グループに対して当該情報の全部または一部の提供を拒絶するときは、裁判所は、当該グループの申立に基づき、請求された情報を裁判所の命ずる形式および条件で当該グループに提供しよう、次の各号に掲げる者に対して、命ずることができる。

- (a) 当該会社、および
- (b) 申請において特定された当該会社の役員または従業員

#### 適用除外 (Exemptions)

##### 第374条 労働組合 (Trade Union)

- (1) 労働組合に対する寄付は、組合の政治資金に対するものを除いて、本編の適用について政治献金に当たらない。
- (2) 労働組合は、第365条 (政治的費用の意義) の適用について政治団体に当たらない。
- (3) 本条において、「労働組合」とは、1992年労働組合および労働関係(統括)法 (c. 52) 第1条、または、1992年産業関係(北アイルランド)令 (S. I. 1992/807 (N.I. 5)) 第3条に定める意義を有し、「政治資金」とは、同法第82条第1項第(a)号または同令第57条第2項第(a)号によって、政治目的の推進のために労働組合による当該資金からの支払が要求される資金を意味する。

##### 第375条 同業者団体の会員となるための出資金 (Subscription for member of trade association)

- (1) 同業者団体の会員となるために同業者団体に支払う出資金は、本編の適用について政治献金とはならない。
- (2) 第1項の適用について、「同業者団体」とは、加盟者または加盟者を代表する者の取引上の利益の推進を目的として組織される団体を意味し、「出資金」には、当該団体の特定の活動に資金提供する目的でなされる当該団体への支払を含まないものとする。

##### 第376条 超党派議員連盟 (All-party Parliamentary groups)

- (1) 超党派議員連盟は、本編の適用について、政治団体とはならない。
- (2) 超党派議員連盟とは、議会の一院または両院の議員 (または議員およびその他の者) によって構成される全政党の議員連盟を意味する。

##### 第377条 命令による政治的費用の除外 (Political expenditure exempted by order)

- (1) 本編に定める承認は、本条に基づく国务大臣の命令により除外される政治的費用については、必要とされない。
- (2) 第1項に定める命令は、次の各号に掲げる項目に関して適用除外を認めることができる。
  - (a) 当該命令に定める種類または範疇の会社、
  - (b) (当該費用負担の対象となる商品、サービスまたはその他の事項を示して) 定められた種類または範疇の費用
- (3) 費用負担が本条に基づく命令によって本編に定める承認から除外されるときは、本編の適用に当たり決議によって承認される献金の決定に当たり、その対象とされないものとする。
- (4) 本条に基づく命令は、採決決議手続に服する。

##### 第378条 5,000ポンドを超えない寄付の除外 (Donations not amounting to more

than £5,000 in any twelve month period)

(1) 本編に定める承認は、当該寄付のなされた期日までの12ヶ月間に、次の各号に掲げるものの額の合計が5,000ポンドを超える場合を除いて、必要とされない。

(a) 献金、および、

(b) その他の関連する献金

(2) 本条において、「献金」とは、政党、その他の政治団体または無所属の選挙候補者に対する政治献金を意味し、「その他の関連する献金」とは、次の各号に掲げる献金を意味する。

(a) 子会社ではない会社による献金との関係では、当該会社またはその子会社によってなされるその他の献金

(b) 子会社である会社による献金との関係では、当該子会社、その会社の持株会社、または、その持株会社の他の子会社によってなされるその他の献金

(3) 献金は、本条によって本編に定める承認から除外されるときは、本編の適用について決議によって承認される献金の決定に当たり、その対象とされないものとする。

#### 補則 (Supplementary provisions)

##### 第379条 定義 (Minor definition)

(1) 本編において、「取締役」には影の取締役を含み、「団体」には、法人、法人格なき社団および人の集団を含むものとする。

(2) 別段の定めのある場合を除き、本編において、献金または費用負担がなされたときとは、当該献金または費用負担が契約に基づいてなされた場合には、会社が契約を締結した日と献金等のなされた日のいずれか早いときとする。

[川島いづみ]

[付 記] 本稿は、平成19年度・平成20年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」(課題番号19530081) の研究成果の一部である。